

# 飼い犬・飼い猫の引取りは 平成21年6月1日より 有料となります。



ペットは家族の一員として大切に飼いましょう。  
どうしても飼えなくなった場合にだけお引取りいたします。  
年間約1,600匹もの命が悲しい最期をとげています。

## 引取りをたのむ前に…

- 新しい飼い主を探しましょう。
- 小さな命を奪わないために不妊や去勢の手術を受けましょう。  
避妊や去勢手術については、最寄りの動物病院にご相談ください。
- 自分の犬や猫がまわりの人達の迷惑にならないよう、  
しつけや飼育環境を考え整えてあげましょう。
- 犬や猫の命も大切な命です、飼い続ける努力をして下さい。  
引き取りをたのむのは最後の手段です。



## 犬や猫などの愛護動物をすてた人は 50万円以下の罰金が科せられます。



犬・猫の引取り日、場所、時間など引取りに関する詳しいことは、事前に  
栃木県動物愛護指導センター(☎028-684-5458)へお問い合わせください。

引き取り手数料 (引き取りのときに**栃木県収入証紙**でお支払いいただきます。)

- 生後91日以上の子犬・子猫 1頭(匹) ————— 3,000円
  - 生後91日未満の子犬・子猫 1頭(匹) ————— 600円
- 特別な理由などにより、犬や猫を自ら持ち込むことができないと県が認めた場合
- 訪問による引取り 犬・猫 1頭(匹) — 5,000円